○文部科学省告示第二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

名称	所在地	地域及び内容
古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群	埼玉県秩父市下吉田	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅸ座標系を基準とするＳＳ三八地点（Ｘ＝四二一六・五二七メートル、Ｙ＝マイナス七〇五四四・〇四二メートル）、ＳＳ四〇地点（Ｘ＝四二三五・三一五メートル、Ｙ＝マイナス七〇五五九・八四七メートル）、ＣＴ六―三地点（Ｘ＝四二四四・〇一四メートル、Ｙ＝マイナス七〇七・一六五メートル）、ＳＳ四一地点（Ｘ＝四二六〇五六七・四〇八メートル、Ｙ＝マイナス七〇五七七・二二五メートル）、ＣＴ七―一地点（Ｘ＝四二八〇・二九四六メートル、Ｙ＝マイナス七〇五九・八二八メートル）、ＳＳ二七地点（Ｘ＝四二八一・五七八メートル、Ｙ＝マイナス七〇五五・九九九メートル）、Ｂ六・〇Ｋ地点（Ｘ＝四二九一・〇七六メートル、Ｙ＝マイナス七〇六・八七七メートル）、ＣＴ六地点（Ｘ＝四二七〇・三二四メートル、Ｙ＝マイナス七〇六六・四一五四メートル）、Ｂ六・二Ｋ地点（Ｘ＝四二一五・一〇七メートル、Ｙ＝マイナス七〇六六・四一〇メートル）、ＣＴ六―四地点（Ｘ＝四二〇七・〇一六メートル、Ｙ＝マイナス七〇七八一・五メートル）、ＳＳ四二地点（Ｘ＝四二〇三・六〇五メートル、Ｙ＝マイナス七〇八七・六〇九メートル）、ＳＳ二九地点（Ｘ＝四〇〇八・四七メートル、Ｙ＝マイナス七〇六四・四一八メートル）、ＣＴ五―一地点（Ｘ＝四〇〇五・九三四メートル、Ｙ＝マイナス七〇六四・二八八メートル）、ＳＳ三一地点（Ｘ＝四〇三八・九一一メートル、Ｙ＝マイナス七〇六二・二〇五メートル）、ＣＴ五―二地点（Ｘ＝四〇五六・八三四メートル、Ｙ＝マイナス七〇六〇・一六〇メートル）、ＳＳ三三地点（Ｘ＝四〇六一・一地点（Ｘ＝四〇七九・八九六メートル、Ｙ＝マイナス七〇六一三・一六〇メートル）、ＣＴ六―一地点（Ｘ＝四〇七九・八九六メートル、Ｙ＝マイナス七〇六一三・一六〇メートル）、ＳＳ三四地点（Ｘ＝四一一二・四六二メートル、Ｙ＝マイナス七〇六〇・九五一メートル）、ＳＳ三五地点（Ｘ＝四一一四・〇二四メートル、Ｙ＝マイナス七〇五五・二七三メートル）、ＳＳ三六地点（Ｘ＝四一五七・二四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五一二・八四八メートル）、ＣＴ六―二地点（Ｘ＝四一六六・三〇九メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・六〇二メートル）、ＳＳ三七地点（Ｘ＝四一七二・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・五九一メートル）、ＳＳ三八地点（Ｘ＝四一七五・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・五八一メートル）、ＳＳ三九地点（Ｘ＝四一七八・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・五七一メートル）、ＳＳ四〇地点（Ｘ＝四一八一・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・五六一メートル）、ＳＳ四一地点（Ｘ＝四一八四・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・五五一メートル）、ＳＳ四二地点（Ｘ＝四一八七・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・五四一メートル）、ＳＳ四三地点（Ｘ＝四一九〇・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・五三一メートル）、ＳＳ四四地点（Ｘ＝四一九三・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・五二一メートル）、ＳＳ四五地点（Ｘ＝四一九六・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・五一一メートル）、ＳＳ四六地点（Ｘ＝四一九九・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・五〇一メートル）、ＳＳ四七地点（Ｘ＝四二〇二・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・四九一メートル）、ＳＳ四八地点（Ｘ＝四二〇五・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・四八一メートル）、ＳＳ四九地点（Ｘ＝四二〇八・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・四七一メートル）、ＳＳ五〇地点（Ｘ＝四二一一・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・四六一メートル）、ＳＳ五一地点（Ｘ＝四二一四・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・四五一メートル）、ＳＳ五二地点（Ｘ＝四二一七・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・四四一メートル）、ＳＳ五三地点（Ｘ＝四二二〇・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・四三一メートル）、ＳＳ五四地点（Ｘ＝四二二三・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・四二一メートル）、ＳＳ五五地点（Ｘ＝四二二六・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・四一一メートル）、ＳＳ五六地点（Ｘ＝四二二九・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・四〇一メートル）、ＳＳ五七地点（Ｘ＝四二三二・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・三九一メートル）、ＳＳ五八地点（Ｘ＝四二三五・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・三八一メートル）、ＳＳ五九地点（Ｘ＝四二三八・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・三七一メートル）、ＳＳ六〇地点（Ｘ＝四二四一・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・三六一メートル）、ＳＳ六一地点（Ｘ＝四二四四・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・三五一メートル）、ＳＳ六二地点（Ｘ＝四二四七・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・三四一メートル）、ＳＳ六三地点（Ｘ＝四二五〇・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・三三一メートル）、ＳＳ六四地点（Ｘ＝四二五三・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・三二一メートル）、ＳＳ六五地点（Ｘ＝四二五六・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・三一一メートル）、ＳＳ六六地点（Ｘ＝四二五九・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・三〇一メートル）、ＳＳ六七地点（Ｘ＝四二六二・一四〇メートル、Ｙ＝マイナス七〇五〇・二九一メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
同	秩父市大野原	国土調査法による第Ⅸ座標系を基準とするＯＲ一〇地点（Ｘ＝三〇四八・二五〇メートル、Ｙ＝マイナス六六九七八・八〇〇メートル）、ＯＲ九地点（Ｘ＝三〇五二・二五〇メートル、Ｙ＝マイナス六六九七八・五五七メートル）、ＯＲ八地点（Ｘ＝三〇五八・四七五メートル、Ｙ＝マイナス六六九八六・五五七メートル）、ＯＲ七地点（Ｘ＝三〇七〇・三五〇メートル、Ｙ＝マイナス六七〇二・六五〇メートル）、ＯＲ六地点（Ｘ＝三〇七五・二〇〇メートル、Ｙ＝マイナス六七〇二・二六〇メートル）、ＳＳ四三地点（Ｘ＝三〇六七・二七・三八九メートル、Ｙ＝マイナス六七〇二・〇五一メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

オオヨドカワゴロモ自生地	秩父郡横瀬町大字横瀬字寺坂 同　秩父郡皆野町大字大渕字橋場 同　秩父郡小鹿野町三山字小金沢 同　秩父郡小鹿野町長留字サス 同　秩父郡小鹿野町長留字両谷 同　秩父郡小鹿野町長留字下原 同　秩父郡長瀞町大字長瀞字上ノ台一四一七番地一	七〇〇六・五六一メートル）、ＳＳ四五地点（Ｘ＝三〇〇五一・二三三メートル、Ｙ＝マイナス六六九一・九〇一メートル）、ＳＳ四六地点（Ｘ＝三〇四四・五〇八メートル、Ｙ＝マイナス六六九八二・七八八メートル）、ＳＳ四七地点（Ｘ＝三〇三九・五六五メートル、Ｙ＝マイナス六六九四・六一一メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を埼玉県教育委員会及び秩父市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 一九〇二番一、一九〇六番二 四二九番、四三三番二 一九番、二九番 一番、二番、三番、七番一、七番二、八番、一〇番、一一番、一二番、一三番一、一三番二、一四番一、一五番、一六番、一七番一、一七番二、二二番一、二二番二、三三番、三四番一、三四番二、三五番、三八番、四一番、四二番、五一番、五二番、五八番、五九番
ンタナーラのサキシマスオウノキ群落	沖縄県石垣市字宮良、ンタナーラ 同　字宮良バシタ	二四三〇番一のうち実測九六八六・五五平方メートル 二三四三番二のうち実測八六八五一・一七平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び石垣市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
	宮崎県小林市	岩瀬川のうち左に掲げる河川区域。 右岸の宮崎県小林市堤字池ノ平四七一八番一と左岸の同野尻町字山字岩瀬口三〇九番四に挟まれ右岸の同堤字山字岩瀬口二〇八六番と左岸の同野尻町三ヶ野山字岩瀬口三二三四番二に挟まれるまでの範囲及び右岸の同堤字平瀬四〇六九番と左岸の同野尻町三ヶ野山字大萩三二八五番一一〇一と右岸の同堤字樽野一八三五番一一〇一と左岸の同野尻町三ヶ野山字柿川内三四〇七番二七に挟まれるまでの範囲。 備考　地域に関する実測図を宮崎県教育委員会及び小林市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
	沖縄県石垣市字宮良、ンタナーラ 同　字宮良バシタ	埼玉県立自然の博物館所在の埼玉県秩父市大野原産出パレオパラドキシア骨格化石の標本一件、同秩父郡小鹿野町般若産出パレオパラドキシア骨格化石の標本一件、同秩父郡小鹿野町般若産出オガシワラ骨格化石の標本一件、同秩父郡小鹿野町般若産出パレオパラドキシア